



新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角英世

**新潟県規則第18号**

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則（昭和61年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

	改 正 後	改 正 前
	(有料公園施設の使用許可等の手続)	
<b>第6条</b> (略)		<b>第6条</b> (略)
2～6 (略)		2～6 (略)
7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、当該各号に定める日から受け付けるものとする。		7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、当該各号に定める日から受け付けるものとする。
(1) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）及び多目的運動広場（南側）	(1) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）及び多目的運動広場（南側）	(1) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）及び多目的運動広場（南側）
側）(以下この号において「運動広場」という。) 使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定する運動広場の供用日（ <u>条例第1条の6第2項</u> の規定により運動広場の供用日が変更された場合には、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)	側）(以下この号において「運動広場」という。) 使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定する運動広場の供用日（ <u>条例第1条の6第2項</u> の規定により運動広場の供用日が変更された場合には、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)	以下この号において「運動広場」という。) 使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定する運動広場の供用日（ <u>条例第1条の2第2項</u> の規定により運動広場の供用日が変更された場合には、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)
(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場（以下この号において「スタジアム等」という。） 使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（ <u>条例第1条の6第2項</u> の規定によりスタジアム等の供用日が変更された場合には、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)	(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場（以下この号において「スタジアム等」という。） 使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（ <u>条例第1条の6第2項</u> の規定によりスタジアム等の供用日が変更された場合には、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)	(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場（以下この号において「スタジアム等」という。） 使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（ <u>条例第1条の2第2項</u> の規定によりスタジアム等の供用日が変更された場合には、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)
(3) 新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイト 使用しようとする日の2月前の日（その日が条例第1条の6第2項の規定により新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日が変更されたことにより新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日でなくなつた場合には、その直後の供用日)	(3) 新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイト 使用しようとする日の2月前の日（その日が条例第1条の6第2項の規定により新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日が変更されたことにより新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日でなくなつた場合には、その直後の供用日)	(3) 新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイト 使用しようとする日の2月前の日（その日が条例第1条の2第2項の規定により新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日が変更されたことにより新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日でなくなつた場合には、その直後の供用日)

(4) 新潟県立紫雲寺記念公園テニスコート、多目的運動広場及び屋内運動施設体育館（以下この号において「テニスコート等」という。） 使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定するテニスコート等の供用日（条例第1条の6第2項の規定によりテニスコート等の供用日が変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日）

8 (略)

(定期券等)

**第8条** 条例別表第2第10号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

3 定期券及び条例別表第2第10号の表に規定する回数券は、再発行しない。

(利用料金)

**第11条の3** (略)

2 (略)

3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

(1)・(2) (略)

(3) 多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）、多目的運動広場（南側）、レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）、展示学習室（専用使用の場合に限る。）、新潟スタジアム（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）、野球場、テニスコート、多目的運動広場（専用使用の場合に限る。）、体育館（専用使用の場合に限る。）、若しくは屋内運動施設会議室又は研修室（専用使用の場合に限る。）に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するるときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(4) (略)

4・5 (略)

(4) 新潟県立紫雲寺記念公園テニスコート、多目的運動広場及び屋内運動施設体育館（以下この号において「テニスコート等」という。） 使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定するテニスコート等の供用日（条例第1条の2第2項の規定によりテニスコート等の供用日が変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日）

8 (略)

(定期券等)

**第8条** 条例別表第2第8号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

3 定期券及び条例別表第2第8号の表に規定する回数券は、再発行しない。

(利用料金)

**第11条の3** (略)

2 (略)

3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

(1)・(2) (略)

(3) 多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）、多目的運動広場（南側）（専用使用の場合に限る。）、レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）、展示学習室（専用使用の場合に限る。）、新潟スタジアム（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）、野球場、テニスコート、多目的運動広場（専用使用の場合に限る。）、体育館（専用使用の場合に限る。）、若しくは屋内運動施設会議室又は研修室（専用使用の場合に限る。）に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するるときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(4) (略)

4・5 (略)

別表（第5条、第7条、第11条の3関係）

附属設備名		使用料	
		単位又は区分	金額
(略)			
新潟県立植物園	研修室	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
備考 (略)			

第6号様式（第3条関係）

(略)  
 公園内行為許可申請書  
 注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。  
 (1)～(5) (略)  
 (6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）若しくは多目的運動広場（南側）又は新潟スタジアム若しくは野球場内の広告物の表示にあつては、広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間

第8号様式（第6条関係）

(略)  
 有料公園施設使用許可申請書  
 注 1 「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）、多目的運動広場（南側）、新潟スタジアム又は野球場の使用の許可を申請する場合に記入すること。  
 2 (略)

別表（第5条、第7条、第11条の3関係）

附属設備名		使用料	
		単位又は区分	金額
(略)			
新潟県立植物園	研修室	(略)	(略)
	スライド機		1,610円
	資料提示装置		1,610円
	8ミリビデオカメラ		1,610円
	(略)		(略)
	ビデオデッキ		1,080円
MDプレイヤー		1,240円	
ライティングブック		1,240円	
備考 (略)			

第6号様式（第3条関係）

(略)  
 公園内行為許可申請書  
 注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。  
 (1)～(5) (略)  
 (6) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム又は野球場内の広告物の表示にあつては、広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間

第8号様式（第6条関係）

(略)  
 有料公園施設使用許可申請書  
 注 1 「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム又は野球場の使用の許可を申請する場合に記入すること。  
 2 (略)

<p><b>第13号様式の2</b>（第9条の2関係） 入場料収入報告書 (略)</p> <p>新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋 多目的運動広場（北側） 多目的運動広場（南側） 野潟公園新潟スタジアムの使用に係る入場料の収入総額について報告 野 球 場 します。 (略)</p> <p><b>第17号様式の2</b>（第11条の3関係） 入場料収入報告書 (略)</p> <p>新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定により、下記のとおり新潟県立 多目的運動広場（北側） 多目的運動広場（南側） 鳥屋野潟公園新潟スタジアムの使用に係る入場料の収入総額について 野 球 場 報告します。 (略)</p>	<p><b>第13号様式の2</b>（第9条の2関係） 入場料収入報告書 (略)</p> <p>新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋 新潟スタジアム 野潟公園野 球 場の使用に係る入場料の収入総額について報告 します。 (略)</p> <p><b>第17号様式の2</b>（第11条の3関係） 入場料収入報告書 (略)</p> <p>新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定により、下記のとおり新潟県立 新潟スタジアム 鳥屋野潟公園野 球 場の使用に係る入場料の収入総額について 報告します。 (略)</p>
--	--

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第7項の改正は、公布の日から施行する。



